

現行の体系

第五次多摩市総合計画 基本計画



多摩市教育振興プラン



多摩市立図書館の基本方針・運営方針



多摩市読書活動振興計画

➤目標：市民の「知る」を支援し、自ら考え、共に課題を解決できる、心豊かな地域を育みます

基本目標

（１）だれもが使える図書館

➤取り組み１ より利用しやすくするための配慮

➤取り組み２ 若年世代の図書館利用の促進

➤取り組み３ 多文化サービスの充実

（２）子どもへのサービスの充実

➤取り組み４ 「多摩市子どもの読書活動推進計画」の推進

（３）市民や地域に役立つ図書館

➤取り組み５ 読書活動に取り組む団体の支援

➤取り組み６ 読書活動振興のためのイベントの開催

➤取り組み７ 読書活動に関心を高めるための事業の実施

➤取り組み８ 地域資料の活用による地域文化の継承

（４）しらべるを支え、つながる図書館

➤取り組み９ 地域課題解決の支援

➤取り組み１０ デジタル資料の充実

（５）弾力的な管理・運営

➤取り組み１１ 本館の機能強化

➤取り組み１２ 図書館コンピュータシステムの見直しによるサービス向上

➤取り組み１３ 職員体制の見直し

➤取り組み１４ ボランティア活動の促進

➤取り組み１５ 事業計画の策定と点検評価

➤取り組み１６ ＩＣＴの活用

➤取り組み１７ 蔵書の適正管理

「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」

➤基本理念：すべての子どもに読書のよろこびを

基本目標

（１）本の楽しさを子どもたちに ～本に楽しむ機会の充実～

➤施策１ 本の情報提供

➤施策２ 市立図書館・学校図書館の PR、利用指導

➤施策３ おはなし会、イベントの充実

➤施策４ 保護者への働きかけ

（２）いつでもどこでも本はともだち ～読書環境の整備と充実～

➤施策５ 蔵書の充実・活用

➤施策６ 読書コーナー・絵本コーナー等の設置、充実

➤施策７ 学校図書館の整備及び機能の充実

➤施策８ 市立図書館の整備・機能の充実

➤施策９ 支援の必要な子どもたちへの取り組みの促進

➤施策１０ 担当職員による児童サービス・ティーンズサービスの充実

➤施策１１ 学校図書館司書・司書教諭・担任等の連携による読書活動の効果的推進

（３）みんなでつながり育てあう ～人材の育成、関係機関等との協力・連携～

➤施策１２ 職員の育成・研修体制の整備・情報交換

➤施策１３ 読書活動・ボランティア活動の支援

➤施策１４ 図書館の相互連携と組織を結ぶネットワークづくり

【その他参考としている法律等】

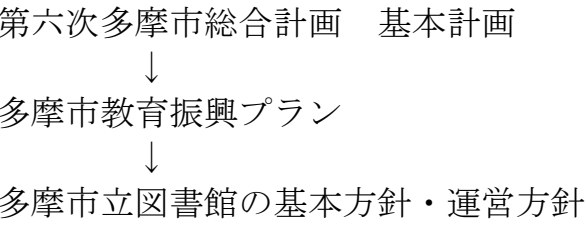
・文字・活字文化振興法

・子どもの読書活動の推進に関する法律

・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

・（都）子供読書活動推進計画

今後の体系



新

「(仮称) 第二次多摩市読書活動振興計画」(代替案「多摩市立図書館基本計画」)

基本理念：「市民の「知る」「学ぶ」を支援し、地域をつなげる～「知の地域創造」の実現～」

基本方針（１）だれもが使える図書館

施策

- １－１ 様々な世代がより利用しやすくするための配慮
- １－２ 若年世代の図書館利用の促進
- １－３ 高齢者サービスの充実
- １－４ 多文化サービスの充実
- １－５ 読書バリアフリーの推進

基本方針（２）一人ひとりの子どもに寄り添うサービス

施策

- ２－１ 本に楽しむ機会の充実
- ２－２ 子どもが自分から読みたいと思う環境づくり
- ２－３ 年齢に応じた適切なサービスの提供
- ２－４ 子どもに関わる施設・団体との協力・連携
- ２－５ 学校図書館への支援・連携

基本方針（３）市民のしらべるを支え、つながる図書館

施策

- ３－１ レファレンスサービスの促進・充実
- ３－２ 読書活動に取り組む団体の支援
- ３－３ 読書活動に関心を高めるための事業の実施
- ３－４ 地域資料の活用による地域文化の継承
- ３－５ 全ての分野における蔵書の充実
- ３－６ 特性を活かした各図書館の充実

基本方針（４）管理・運営体制の充実と強化

施策

- ４－１ 各館の機能強化・運営体制の整備
- ４－２ ICT の活用によるサービス向上・効率化
- ４－３ ボランティア活動の促進
- ４－４ 職員の育成・研修体制の整備・情報交換

【基本的な考え方】
1 現行の「多摩市読書活動振興計画」をベースに「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」と一体化
2 重複する項目・類似する項目を整理
3 「取り組み」を「施策」に変更
4 基本方針（１）に、「高齢者サービスの充実」を追加
5 基本方針（１）に、障がい者サービスに関することを追加し、「読書バリアフリーの推進」とした
6 基本方針（２）については、「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」の三つの基本目標下にある１４の施策を分類し、四つの施策に整理
7 現行の「多摩市読書活動振興計画」にある「子ども」に関することについては、すべて基本方針（２）に包括
8 基本方針（３）にレファレンスに関すること、すべての蔵書に関することを追加
9 基本方針（３）に各図書館に関することを追加

旧（最初に提示した骨子案）

（仮称）第二次多摩市読書活動振興計画

➤目標：市民の「知る」を支援し、自ら考え、共に課題を解決できる、心豊かな地域を育みます

➤基本理念：(仮) すべての子どもに読書のよろこびを

基本目標（１）だれもが使える図書館

➤取り組み１ より利用しやすくするための配慮

➤取り組み２ 若年世代の図書館利用の促進

➤取り組み３ 多文化サービスの充実

➤取り組み４ （仮）障がい者サービスの推進 ～読書バリアフリーの推進～

基本目標（２）(仮) 子どもへのサービスの充実

➤取り組み５ （仮）本の楽しさを子どもたちに ～本に楽しむ機会の充実～

➤取り組み６ （仮）子どもと関りのある施設・団体との協力・連携 ～関係機関等との協力・連携～

基本目標（３）(合体・仮) 市民や地域に役立つ図書館＋しらべるを支え、つながる図書館

➤取り組み７ 読書活動に取り組む団体の支援

➤取り組み８ （合体）読書活動振興のためのイベントの開催＋読書活動に関心を高めるための事業の実施

➤取り組み９ （仮）レファレンスサービスの充実

➤取り組み１０ 地域資料の活用による地域文化の継承

➤取り組み１１ (仮) 蔵書管理 ～すべて～

➤取り組み１２ (仮) 特性を活かした各図書館の充実

基本目標（４）弾力的な管理・運営

➤取り組み１３ (仮) 各館の機能強化 ～施設のこと＋運営体制のこと～

➤取り組み１４ (合体) 図書館コンピュータシステムの見直しによるサービス向上＋ICTの活用

➤取り組み１５ ボランティア活動の促進

➤取り組み１６ 職員の育成・研修体制の整備・情報交換

【その他参考とする法律等】
・文字・活字文化振興法
・子どもの読書活動の推進に関する法律
・第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
・(都) 第四次子供読書活動推進計画
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
・著作権法